

平成23年度 国立大学法人岡山大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

1) アドミッション・ポリシーに関する具体的方策

1 アドミッションセンターは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいて検討した方針を踏まえて、アドミッション・ポリシーを策定する。

2 アドミッションセンターは、国際バカロレア入試の実施状況と合格後の入学前教育を踏まえて、秋期入学制度の問題点を整理する。

3 教育開発センターは、平成23年度導入の国際バカロレア入試による入学生の受け入れ体制と実施状況を調査・検証する。

4 言語教育センターは、引き続き、日本語コースの効率的な運営方法について検討するとともに、中級プログラム内の教育効果向上を目指し、学習者のニーズ調査及びFD研修を実施する。

また、日本語教育者の育成を目指した日本語教育副専攻コースの社会人受講者の修了認定体制を確立する。

5 学生支援センターは、秋期入学制度のある大学の秋期入学生に対する奨学金制度等について調査する。

【学士教育】

6 アドミッションセンターは、学生の入学後の成績を追跡するなどして、継続的に、入試方法の在り方について検討する。

また、前年度に実施した総合入試の調査結果を分析し、必要であれば第二段階調査を行う。

【大学院教育】

7 アドミッションセンターは、前年度に実施した大学院入試WGの情報を分析して、入学者選抜方法を見直し、改善を行う。

8 国際センターは、引き続き、ベトナム事務所及びO-NECUS中国事務所を活用して、来日前の入学者選抜を実施する。

また、優秀な留学生の確保に向けて、留学フェアなど海外での広報活動を強

化する。

2) 教育課程に関する具体的方策

【学士教育】

9 教育開発センターは、学生の学ぶ意欲を充足するための学部間教育の諸制度について、趣旨・実施方法などを学内に周知徹底し、柔軟な教育体制の充実を図る。

さらに、整備を必要とする場合は、実施状況を調査し、問題点を検討する。

10 言語教育センターは、初年次教育について、学生の英語レベルごとに教育効果の向上を図るため、継続して、授業方法の検討及びFD研修を実施する。

また、初年次英語教育の必修時間を増やす観点から、カリキュラムの見直しを検討する。

11 各学部は、平成22年度に開発した学士課程教育構築システムを利用して、カリキュラム改革、カリキュラム・ポリシーの策定に着手する。

また、学士課程教育構築WGは、学士課程教育構築システムの検証と改善を行い、学士課程教育構築のPDCAサイクルを有機的に回し、本学における学士課程教育構築に向けた取組を前進させる。

【大学院教育】

12 大学院教育構築WGは、学部から大学院までを考慮に入れたカリキュラムの再編整理を行うため、各研究科の教育到達目標の現状を把握・整理し、ディプロマ・ポリシーの作成に着手する。

13 教育開発センターは、平成22年度に制度化した、学部大学院連携科目の平成23年度における各学部・研究科の対応と実施状況を検証し、本制度の有効な活用を図る。

14 教育開発センターは、学生（博士後期課程）と教員が連携して企画する学際領域横断型の研究プロジェクトの開設可能性を検討する。

また、研究推進産学官連携機構は、学生（博士後期課程）が学際的な研究能力を身に付けられる仕組みの構築に向けて、RA学生の研究プロジェクトへの参画状況等について調査する。

3) 教育方法に関する具体的方策

【学士教育】

15 教育開発センター及び各学部は、実施中の学習の動機付けの工夫及び授業時間外学習を促進するための方策に関して、その実効性を検証し、改善を行う。

また、各学部は、シラバスの記入項目中のディプロマ・ポリシーと授業科目との関連付けを徹底し、シラバスの充実を図る。

16 言語教育センターは、初修外国語教育の充実策について、成果や問題点を検討する。

また、授業時間外学習促進のため、既設のイングリッシュ・カフェ等の更なる充実・改良を行う。

17 教育開発センターは、T Aについてのアンケート調査分析結果を基に、T Aの任務の明確化及び任務を効果的に遂行するための方策を検討する。

また、研究推進産学官連携機構は、R Aに関し、学生の側から見たR A制度の実態を検証する。

18 教育開発センター及び各学部は、実施している双方向性授業や少人数指導学習を検証し、改善する。

また、現在使用されているシャトルカードなどの有効性を検証し、普及を図る。

さらに、現在行われている e-Learning の実効性を検証し、改善を行う。

19 教育開発センターは、学習管理システムや英語の自学自習システム等を用いて、e-Learning の全学的な普及・利用促進を図るとともに、e-Learning の全学的利用状況について把握する。

20 スポーツ教育センターは、教養教育科目「健康・スポーツ科学：スポーツ実習」を、理論と実践の融合と「する学習・みる学習・ささえる学習」へと拡充するため、e-Learning を活用したスポーツ学習と実践からなる授業を開講する。

21 教育開発センターは、教養教育に加えて、学部・大学院専門教育における教科書の編纂支援を行うとともに、岡山大学版教科書出版の問題点・課題を検討する。

【大学院教育】

22 教育開発センターは、平成22年度に実施した大学院アンケートの調査結果の分析に基づき、カリキュラム上の問題点並びに学生が習得すべき基準及び到達すべき学習成果の明確化について検討する。

23 全学大学院教育改革推進委員会は、大学院生教育指導カードシステムを使いやすいシステムに改善し、普及を図る。

24 大学院において教育効果が期待できるコースワーク主体による教育の充実を図る。

25 全学大学院教育改革推進委員会は、大学院における英語による授業導入のた

めの具体的な方策について、引き続き検討する。

4) 成績評価に関する具体的方策

26 学士課程教育構築WGは、平成22年度に開発した学士課程教育構築システム（学士力チャートシステム）の試験運用を開始し、客観的成績評価手法を用いた学習到達度の可視化の手法の検証と改善を行う。

27 教育開発センターは、これまでの検討を踏まえて、成績評価方法の改善のための提言を行う。

また、同僚による授業評価の全学的実施に向けての検討作業に入る。

さらに、学生に対して企業等が求める能力の獲得度をより効果的に評価する方法の開発を進める。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教職員配置に関する具体的方策

28 教育研究プログラム戦略本部教育プログラム部門は、教育先端教員が、教育改善において実効的な役割を果たせるような環境を整備する。

29 教育開発センター及び学生支援センターは、教育・学生支援体制の更なる充実のため、事務職員の質向上を図る方策として、SDの活性化を検討する。

また、教育開発センターは、教員の教授能力向上を図る目的で、双方向的なワークショップ、教員相互の授業参観及び相互評価などを積極的に取り入れる。

30 流動的配置が可能な人員配置枠を使用し、事務職員を教育・学生支援や研究支援部署へ重点的に配置するとともに、研修（階層別・分野別）を見直すことにより、充実させる。

31 教育開発センターは、リメディアル教育と初年次教育の改善を図り、その効果的な実施体制を検討する。

2) 教育環境に関する具体的方策

32 情報統括センターは、キャンパス情報ネットワークの統合認証制御の強化など、情報セキュリティを考慮しつつ、利便性の向上に引き続き努める。

また、学生に対して、自学自習環境の充実や学習時に必要なICT資源の充実などの教育環境整備を行う。

33 附属図書館は、利用者からの意見を収集して運営に活かすことを継続する。また、平成22年度に実施した全学アンケート結果に基づいて自主学習環境を整備していく。さらに、様々な学術情報へのアクセスを向上させるためにWebポータル機能の充実を図る。

34 教育開発センターは、情報処理科目の担当教員に対するアンケート調査を実施して、情報処理教育をより良くするための環境整備に関する改善点などを洗い出し、その結果を踏まえた上で、必要に応じて、改善を実施する。

3) 教育の質の改善に関する具体的方策

35 教育開発センターは、各教員の教育改善に向けたインセンティブを高めるという観点から、教員活動評価及び学生参画型教育改善に対する提言を行う。

36 環境学研究科、教育学研究科及び教師教育開発センター等は、ユネスコチェア、ユネスコスクールなどにおけるESDへの取組を、引き続き、学部・大学院の授業に反映させる。

4) 医療教育の実施に関する具体的方策

37 医療教育統合開発センターは、学生教育に当たっては、医・歯・薬・保健学科におけるシミュレーション教育・チーム医療教育を横断的に統括し、医療人として有機的にチーム医療を行えるための教育手法の開発、実行を目指す。また、卒業教育に関しては、各科・部門における教育ニーズを把握し、オンデマンドシミュレーション教育・チーム医療講習を行えるようにする。

さらに、医療系教員に対しては、定期的な講習会、講演会など、FDに寄与する企画を運営・開催していく。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 生活支援に関する具体的方策

38 学生支援センターは、引き続き、学生相談体制及び障がい学生の支援体制の充実、カルト被害防止のための注意喚起と啓発活動を行う。

39 キャリア開発センターは、再構築したキャリア基礎科目を実施し、検証を行うとともに、ディプロマ・ポリシーに定める行動力、自己実現力に結びつくキャリア教育の実施体制を整備する。

また、正課外活動の現状を調査・把握し、正課外活動を支援するために、ハード・ソフト両面からの整備計画を立案する。

40 国際センターは、学部・研究科の留学生相談協力教員と国際センター教員の連携協力の下に、留学生相談室を軸とした一元的な留学生支援活動を実施する。

41 保健管理センターは、健康診断事後のフォローアップの充実及び学生保健ネットワークを活用して要支援者把握の向上等に努め、メンタル及びフィジカル両面でのサポート体制の充実を図る。

42 学生支援センターは、平成22年度から導入した研究奨励金制度について、

必要に応じた見直しを行う。

また、学生に対する経済的支援の一環として、学生を雇用する制度の導入等について検討するとともに、各部局に働きかける。

43 国際センターは、国際交流会館の運用体制等、ソフト面の整備を図るとともに、交流棟を活用して、国際交流の推進を図る。

また、桑の木留学生宿舎の設備等の老朽化対策を立案する。

2) 就職支援に関する具体的方策

44 各学部及び研究科は、高い水準の就職率を維持するために、キャリア開発センターからの提案(前期・後期履修登録時の就職希望及び内定状況調査の追加)を基に、正確な就職状況を把握し、キャリア開発センターへのスムーズな情報提供を行う体制を整備する。

45 キャリア開発センターは、学生の社会人として必要な資質・能力を向上させるため、就職活動を支援する学生組織が、継続的かつ安定的に運営できるための組織づくりを支援する。

46 キャリア開発センターは、各研究科等の協力を得て、大学院修了者の就職先について、現状調査を行う。

また、岡山県内企業の留学生採用状況等について調査を行い、開拓するための方策を検討する。

47 キャリア開発センターは、卒業生向けのフォローアップ研修を、持続可能な運営となるよう支援するとともに、卒業生のネットワーク化を図る。

また、引き続き、就活リーダーズ合宿を実施し、各サークルにおける就活の組織的な活動を強化する。

48 国際センターは、日本国内に在留する卒業生の組織化を行う。

また、帰国留学生の地域別同窓会に関しては、ベトナム同窓会の立ち上げを企画する。

2 研究に関する目標を達成させるための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性と水準に関する具体的方策

49 本学の強みと言える研究領域と第4期科学・技術基本計画との一致点を抽出し、適宜重点的な支援を行う。

50 若手研究者を対象とした研究支援システムの見直しを行い、必要に応じ改善を図る。また、若手研究者の研究能力の向上を図るため、海外の教育研究機関

へ派遣し、先進的な研究に参画させる。

2) 成果の社会への還元に関する具体的方策

- 51 プロデュース活動の効率化を目指し、活動分野を物作り系・グリーンイノベーションに特定した上で、特定分野の企業群を対象とする体系的技術（面的技術マップ）を整備するとともに、特別会員である公共機関の活動成果（シーズ技術）をデータベースに取込み、地域連携を強化したマッチングの活性化を図る。
- 52 J S T 新技術説明会への参加・出展等を「イノベーションシステム整備事業」として企画実施する。
- 53 研究成果の社会還元を進めるため、各種展示会や過去の共同研究相手企業に対する接触情報を蓄積し、組織対応型連携研究を提案する。
また、企業情報を「岡大パートナー企業台帳」に反映する。
- 54 「イノベーションシステム整備事業」における活動成果並びに Web マッチングツールを活用し、中国地域の企業並びに岡山県内企業を知的財産プロデューサーが訪問し、地域中小企業等との組織対応型連携を強化する。
- 55 企業訪問を行い、企業ニーズの把握に努めるとともに、昨年度の経緯等を踏まえ、大学との連携が期待できると見込まれる企業を中心に大学の支援制度の活用提案を行う。
- 56 国際的な連携成果の確保のため、保有する国際特許の米国企業への紹介システムを構築し、海外知財エージェント（米国）との連携活動を開始する。また、関係する国内知財移転機関とも連携し、知的財産の創造、保護、活用に係る企業ニーズ調査を開始する。
- 57 岡山 T L O に加え、J S T 等の技術移転機関との連携体制の構築に着手し、知的財産プロデューサーを中心とする技術移転機能の強化を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 柔軟な研究体制の確立に関する具体的方策

- 58 引き続き、全学的に推進すべき研究課題・領域の構築を進め、必要に応じて「全学的プロジェクト研究」として位置付け、支援を行う。
- 59 引き続き、「プロジェクト研究教員」を配置すべきプロジェクトについて検討し、必要と認められるプロジェクトには「プロジェクト研究教員」を配置する。

2) 優秀な研究人材の確保・育成に関する具体的方策

- 60 優秀な外国人研究者の確保に資するため、重点研究領域を紹介するHPについて英文化を行い、外国人研究者に対し研究内容等を広く周知する。
- 61 引き続き、必要に応じ「プロジェクト研究教員」を認定するとともに、テニユア・トラック制の普及・定着を図るため、テニユア・トラック教員のスタートアップ支援策を検討する。
- 62 テニユア・トラック制の導入促進を図るとともに、構築したウーマン・テニユア・トラック教員制度の活用により、引き続き優秀な女性教員を確保する。
- 63 メンター制度構築に向け、セミナーやメンター養成研修を引き続き実施するとともに、女性サポート相談室の利用を促進させるなど、研究サポート体制の充実を図る。
- 64 保育園の受入れ園児の増加を図るとともに、副園長の配置、保育士等の研修を実施し、管理運営体制を強化する。
- 65 「岡山大学の国際化に向けた方針案」にある、国際化を推進する体制の強化に向け具体的な方策を検討する。

3) 外部資金の獲得と研究資金の投入に関する具体的方策

- 66 引き続き、若手研究者の研究段階に応じた支援体制の整備を進める。
- 67 全学的な見地からの支援を受けた学内プロジェクト研究について外部専門家の意見を聞く機会を設け、研究の方向性等の明確化を図る。

4) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 68 キャンパスマネジメント委員会の方針に従い、関係部署と連携して設備等の共同利用化など有効活用を図る。
- 69 附属図書館は、既定の「電子リソースの整備方針」等に基づいて、平成24年度の電子ジャーナル等整備を着実に進めるとともに、平成25年度以降の学術情報基盤整備について既定方針の見直し作業に着手する。

5) 研究水準・成果の検証等に関する具体的方策

- 70 前年度に策定した外部評価規程に基づき、「全学的プロジェクト研究」等の外部評価を実施する。

71 研究者カルテの充実及び活用を進め、学術分野毎の評価方法について更なる検討を進める。

72 研究の方向性を明確にするために、現在、稼動している岡山大学情報データベースに引き続き研究情報を蓄積し、研究及び研究成果検証を支援する。

また、同データベースにおいて、学生の履修情報等を蓄積し、教育評価の検証を支援する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

1) 地域社会との連携に関する具体的方策

73 地域の活性化を図るため、「中核的学術拠点の一つである岡山大学からの提言」に基づき、岡山大学が保有する中国地域の強みとなるプロジェクトテーマを選定し、地方公共団体、企業群と連携し、研究開発を推進する。

74 岡山大学発ベンチャー企業の分析結果より、成長要因等を検討し、ベンチャー育成支援策に反映させる。また、教員及び学生向けベンチャー起業支援パンフレットを作成する。

75 中国地域5県23校から構成される「イノベーションシステム整備事業」での大学間連携を推進しつつ、参加する地域の企業（500社）並びに経済団体や公的機関等（47機関）との交流を深め、地域産学官連携活動の更なる活性化を図る。

76 中国地域5大学連携事業への参画を通じ、大学間連携を強化する。また、地域企業の課題解決を支援するため、「イノベーションシステム整備事業」で構築したHPにより、大学間での技術相談情報共有と、産学官連携イベント情報の相互発信を行う。

77 「大学コンソーシアム岡山」、「科学Tryアングル岡山」及び「岡山オルガノン」での事業をとおして大学間連携を引き続き推進する。

2) 社会貢献に関する具体的方策

78 サイエンスカフェの開催手法等の見直しを行い、一層の充実を図る。

79 教育開発センターは、本学が実施する公開講座の見直しについて、前年度の検討結果を基に、改善を進め、具体化する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

1) 国際交流・協力に関する具体的方策

80 国際センターは、平成22年度に整備された組織体制におけるセンターの機能や役割を検証し、必要な見直しを図っていく。

また、国際化の方針に基づき、具体的な取組みに着手する。

81 国際センターは、引き続き、優秀な大学との協定締結や交流の推進を支援する。

また、EPOK協定校の拡大を図るとともに本学学生の海外派遣を促進する。

さらに、エラスムス・ムンドゥス・パートナーシッププログラムを推進するための支援を行い、ヨーロッパの大学等との交流促進を図る。

2) 外国人研究者の採用に関する具体的方策

82 国際的な人材獲得に向け、重点研究領域を紹介するHPについて英文化を行い、外国人研究者に対し研究内容等を広く周知する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 医療の質に関する具体的方策

83 病院は、医療安全管理体制の継続的な維持のために、マニュアル等の見直し・改訂を行うとともに、安全な抗がん剤投与のための院内システムの運用を検証し、持参薬の安全管理方法を検討・導入する。また、医療安全活動に関する患者・家族向けの啓発活動を引き続き行う。

84 病院は、ユビキタスな医療情報取得のための体制整備の一環として、EBM用医用端末の適正配置を検討するとともに、患者・家族への適切な情報提供のための患者説明用パンフレットの作成促進と公開を検討する。

85 病院医療情報部は、DWH (data ware house)に関して、公開後の問題点を整理し、より正確で適切なデータの集積ができるよう引き続き改良を行うとともに、「医療の質」の評価項目の資料提供のため、作業工程の検討を行う。

また、C D S S (clinical decision support system) に関しては、次期システムでの採用に向けて、作業部会を構成し、引き続き検討項目等についての検討を行う。

86 病院腫瘍センターは、院内がん登録について、医療情報部と連携し、ケースファインディングを速やかに行い、医師に基本情報の記入を促すなどの登録制度の改善を行い、一次登録率の向上を目指す。

87 病院は、移植医療と先進医療の実施とともに、実績の掌握体制と公開すべき情報の検討作業を行う。

88 病院歯科は、歯周組織再生・再建医療に関する症例検討の参加者枠を拡大す

るとともに、関連診療科間でのテーマ設定を継続実施し、学会や専門誌へ歯周組織再生・再建のまとめを報告する。また、新規先進医療への申請を開始するために、院内の審査を受ける。

さらに、遺伝子細胞治療センターを利用した歯周組織再生治療の開発に着手する体制構築を検討していく。

2) 医療の連携と中核拠点に関する具体的方策

89 病院総合患者支援センターは、病診連携による円滑な患者紹介システムの再構築を目的に、現体制について、各歯科系診療科からの意見をもとに問題点を抽出し見直しを協議する。

90 病院総合患者支援センターは、地域医療連携システムのバージョンアップを図り、画像連携も行えるようにし、病診連携を進めていく。また、本システムの活用により、外来紹介患者の診察予約を Web 上で可能にしていくことを検討する。さらに、携帯電話機等による遠隔医療は、現在行っている遠隔育児支援以外の新たな対象に対する支援の可能性についての検討を行い、実施計画を立案する。

91 病院は、口腔検査・診断センターの設置計画のため、地域歯科医師会に対し、ヒアリングを行い、連携が望まれる検査内容を決定する。

また、地域の歯科医療機関と大学病院を有機的に接続するためのオープンシステムに対する地域からの要望を調査する。

92 病院腫瘍センターは、前年度に策定した5大がんの地域連携パスの広報を行い、パス利用の推進を図るとともに、院内運用手順の整備と連携病院に関する情報収集及び情報提供を行う。また、がん化学療法の前審査と登録を進めるとともに、外来化学療法室への受入可能患者数の増加を検討する。

がん相談・支援部門では患者・家族の満足度のさらなる向上を、教育部門では県内医療従事者への教育を、緩和ケアチームではコンサルトのしやすい環境整備を行う。

93 病院総合患者支援センターは、前年度に実施した調査をもとに、ボランティアの活動体制作りについての見直しを行い、人の配置や役割分担、経費等について検討する。

94 病院新医療研究開発センターは、「岡山治験ネットワーク」の事業推進と、疾患別（治験）臨床研究ネットワークの構築を行う。

95 病院は、ベトナムのハノイ循環器センターとの国際交流協定に基づき東南アジアにおける医療協力を実施するほか、ハイファン医科大学と今後の派遣等に

ついて、動向調査及び計画案の策定を検討する。また、歯科は、ベトナムのニンビン省への口唇・口蓋裂治療支援活動を継続して実施する。

3) 医療人の育成に関する具体的方策

96 病院は、各診療科における専門医養成の実態を調査し、病院としての支援策を検討する。また、関連病院との連携を図り、人材派遣制度に関する検討を開始する。

97 病院は、前年度に行った歯系臨床専門医コースやレジデントコースを対象としたアンケート結果に基づき、問題点を抽出し解決策を検討する。

98 病院卒後臨床研修センター医科部門においては、研修医のニーズに沿った研修プログラムを提供するため、協力型病院群の見直しを行い、また、歯科部門においても、研修歯科医のニーズに応じた研修を行うために協力型研修施設群の見直しを行う。さらに、医科部門及び歯科部門の連携を図り、効率的かつ機能的な卒後臨床研修センターの運営を目指す。

99 病院は、学部学生・研修医・大学院生を対象とした教育環境の更なる整備を図るとともに、アメニティーの向上を行う。

4) 病院経営に関する具体的方策

100 病院は、経営戦略会議等において客観的で迅速な経営分析を行い、更なる経営改善を図るために、適切な経営指標・臨床指標の迅速な収集を行う。

101 病院は、平成22年度に実施した病床稼働率向上の対策効果を検証し、病棟・診療科別に病床の稼働を分析し、問題点等について対策を検討する。

102 病院は、各診療科の必要とするベッド数、看護単位を定期的に見直しを行い、外来・入院機能の適正化に努める。また、歯科では、チェアを計画的に更新する。

103 病院は、医療機器等の効率的な利用（共有化）、医療材料及び薬品等の不良在庫の削減、可能な物品管理体制について、改善方法の検討を各種委員会へ諮り、問題点と現状との摺合せを行う。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

104 附属学校園は、引き続き、岡山県教育委員会及び岡山市教育委員会等と連携協議を行い、地域社会が求めるニーズを的確に把握し、教育・研究を行う。また、研究会及び実践発表会等を通じて、得られた成果等を公開する。

105 附属学校園は、12年一貫教育のあり方を検討するため、特に接続期の教育について、カリキュラム開発や指導計画を明らかにし、学習指導を支援するシステムづくりを目指す。

また、特別支援学校はキャリア教育の実現のため、小学部から中学部へ、中学部から高等部への一貫教育について、現状をチェックし、内容を吟味する。

106 附属学校園は、教育学部及び教師教育開発センターと連携して、教育実習の充実を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

107 全学の一元的な情報収集体制を確立するため、引き続き、IT資産に係る現状把握を行いつつ、IT環境の一元的な管理を推進し、経営戦略に必要な情報収集を行う。

また、学内の情報収集、情報分析を行う体制の強化を図る。

108 部局連絡会等で学長と部局長が意見交換を行い、情報共有を行う等の大学経営の向上に資する取組を継続的に実施する。また、「本学における会議、委員会及び部局等の運営方法見直しについて（提言）」に基づく、学内体制の整備の進捗状況を把握する。

109 新薬学教育制度に対応するため、大学院医歯薬学総合研究科創薬生命科学専攻（博士後期課程）を改組する。他の教育研究組織についても、社会的なニーズや規模の適正性等を検証し、組織再編等の見直しを図る。

110 教職員の個性・特性に応じた人的資源の効率的活用を推進するための取組を実施する。

111 教員活動評価について、検証結果を基に制度等の見直しを検討する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

112 業務の効率化・合理化に関する取組を実施するとともに、流動的配置が可能な人員配置枠を使用し、事務職員を教育・学生支援や研究支援部署へ重点的に配置する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

113 外部研究資金を戦略的に獲得するため、研究グループ登録制度を活用した外部資金情報を提供するシステムを検討する。

- 114 産学連携コーディネーター担当者による、教員と地域並びに全国的な企業との接点形成を促進することで、共同研究、受託研究、寄附金等の増加に努める。
- 115 外部研究資金の獲得増加を目指し、「プレ共同研究制度」の一層の充実を図る。
- 116 平成22年度に作成した病院収支シミュレーションと実績値の対比分析を行い、必要に応じて、病院収支シミュレーションの見直しを行う。
- 117 病院は、経営戦略会議等において、病院運営の効率化・適正化を図るとともに、毎月の診療科長等会議において、病院運営状況を報告し、効率化・適正化について分析・検証する。
- 118 本学技術移転メニューを広く学内に周知させ、企業ニーズとのマッチングを十分に理解した上で、技術移転から共同研究へと展開する技術移転活動を強化する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する具体的方策

- 119 人件費削減計画の実績を踏まえ、引き続き人件費改革を実施する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する具体的方策

- 120 経費節減対策推進委員会において決定した重点項目及び特定項目について、確実に取組を推進する。

また、キャンパスマネジメント委員会において、維持管理経費や整備経費の抑制を図るため、施設の共同利用化、設備の集中化・共同利用化等について検討する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 121 キャンパスマネジメント委員会において、施設の共同利用化、設備の集中化・共同利用化等について検討するとともに、更なる共同利用化等のための具体的な方策を検討する。
- 122 土地及び建物の使用状況を把握し、遊休状態等になっている場合は、学内利用を検証し、用途変更等の検討を行う。また、学内利用が困難と判断された土地については、売却等の具体的な方策を検討する。
- 123 資金の状況を適時把握するとともに、金融機関の経営状況等を確実に把握し、長期・短期の効率的な資金運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

124 第一期中期目標期間の第三者評価結果に基づく検証・分析結果を基にして、次期認証評価受審をも見据えた自己評価を実施する。

125 第一期中期目標期間の第三者評価結果に基づく検証・分析結果を学内に周知し、改善を推進する。

2 情報公開等や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

126 平成22年度に行ったアンケート結果などを基に、平成23年度の広報計画を作成し、実行する。広報活動の目的、対象者を明確にしたうえで、広報範囲を県外にも広げるなど効果的な広報活動を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

127 教育研究の進展に対応した施設を確保するため、文法経校舎等の耐震改修を行うとともに、耐震性の劣る施設及び機能が著しく劣る施設の整備の実現に向けた取組を推進する。先端医療に対応した病院の再生のため、中央診療棟の整備を計画的に実施する。また、これらの施設整備にあたり環境負荷の低減を推進する。

128 優秀な留学生の獲得に資するため、既存の宿泊施設の改修整備の実現に向けた計画の立案をする。また、学生の課外活動を支援するため、施設の充実等を図る整備計画を検討する。

129 施設整備の実施に際しては、施設パトロールによる事業の評価結果及び整備計画に基づき、計画的な整備を行う。また、危険箇所の解消及びバリアフリー化についても計画的な整備を行う。

130 教育研究活動の基盤となるキャンパス全体を整備・活用するとともに、学生の視点に立ったキャンパスライフの充実等を図るため、施設整備計画の見直しを行う。

131 オープンラボの一部と大型放射線設備等、分子イメージング研究関連設備機器を、中国・四国地域の中核的共同研究拠点として整備し、地域企業等の研究開発に提供することにより、有効活用を図る。

132 既存施設の有効活用を一層推進するため、施設有効活用のルールに基づき、策定されたスペースの再編計画により、順次全学共同利用スペースの整備に着

手する。

133 施設有効活用のルールに基づき、共同利用スペースの有効活用を図るため、スペースチャージ制度の導入による効果を検討し、引き続き取組について点検・評価を実施する。

134 教育研究環境整備費の一定割合を省エネルギー設備の導入にあてるなど環境負荷低減を行い、関係部局と連携し省エネルギー対策を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

135 危機管理室は、危機管理指針に基づき、危機管理体制をさらに充実させ、社会情勢及び社会のニーズに対応できるよう個別マニュアルを検証し見直す。

136 危機管理室は、安全衛生委員会等を活用し、事象別に事件事故等の内容を分類して、対応策並びに予防策を実施する。

137 危機管理室は、危機管理指針及び個別マニュアルに基づき、各リスクに対応した啓発活動・研修方法を見直し、危機管理に対する構成員の意識向上を図る。環境管理センターは、環境、安全に関する啓発活動を充実させる。

138 岡山大学情報セキュリティポリシーに基づき、不正アクセスや情報漏洩から学内の情報資産を保護し、更なる情報セキュリティの向上を推進する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

139 全理事は、担当業務における関係法令に関して、全学教職員に対して啓発活動を行うため、定期的な研修、講習会等を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

47億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策

費として借り入れすることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

(附属病院)

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び当該借入れにより取得する建物を担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善・効率化並びに高度先進医療等の充実に必要な経費に充当する。

Ⅹ その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
	総額	
・(鹿田)総合研究棟耐震改修 (医学系)	3,812	施設整備費補助金 (927) 船舶建造費補助金 (0)
・(津島)総合研究棟改修 (文法経系)		長期借入金 (2,806)
・(医病)基幹・環境整備 (冷熱源設備等)		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (79)
・(医病)中央診療棟		
・小規模改修		

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1) 方針

教育研究をはじめとする各分野において質の向上と個性化を推進し、国際競

争力のある大学づくりを実現していくため、引き続き優秀な人材の確保に努めるとともに、大学全体として教職員配置数を一元的に管理することとし、全学的方針により組織編成し、人員配置を行うこととする。

2) 人材の確保、人材の養成などについての計画

① 教員については、優秀な人材を確保するため、構築したウーマン・テニユア・トラック教員制度の活用により、引き続き優秀な女性教員を確保するとともに、テニユア・トラック制の導入を推進する。

また、メンター制度の構築に向け、セミナーやメンター養成研修の実施、女性サポート相談室の利用促進など、女性教員の研究サポート体制の充実を図る。

② 事務系職員の人材確保は、国立大学法人等職員採用試験の合格者からの採用を基本とするが、非常勤職員からの登用や専門性が高い業務について選考採用を実施するなど、引き続き多様な人材を確保する。

③ 他機関との人事交流の推進、学内研修（階層別・分野的）の充実、文部科学省や人事院等が開催する研修への参加などにより、職員の資質向上を図る。

(参考1) 平成 23 年度の常勤職員数 2,214 人

また、任期付職員数の見込みを 352 人とする。

(参考2) 平成 23 年度の人件費総額見込み 26,669 百万円

(別紙)

○ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(別表)

○ 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別表) 学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

文学部	人文学科	700人
教育学部	学校教育教員養成課程	1000人
	養護教諭養成課程	120人
(うち教員養成に係る分野1120人)		
法学部	法学科	
	昼間コース	820人
	夜間主コース	80人
経済学部	経済学科	
	昼間コース	820人
	夜間主コース	160人
理学部	数学科	80人
	物理学科	140人
	化学科	120人
	生物学科	120人
	地球科学科	100人
	第3年次編入	40人
医学部	医学科	617人
	第2年次編入	10人
	第3年次編入	15人
	保健学科	640人
	第3年次編入	40人
(うち医師養成に係る分野642人)		
歯学部	歯学科	323人
	第3年次編入	20人
	(うち歯科医師養成に係る分野343人)	
薬学部	薬学科	240人
	創薬科学科	160人
工学部	機械システム系学科	160人
	電気通信系学科	100人
	情報系学科	60人
	化学生命系学科	140人
	機械工学科	240人
	物質応用化学科	180人
	電気電子工学科	180人
	情報工学科	180人
	生物機能工学科	240人
	システム工学科	240人
	通信ネットワーク工学科	120人
	第3年次編入	60人

環境理工学部	環境数理学科	80人
	環境デザイン工学科	200人
	環境管理工学科	160人
	環境物質工学科	160人
農学部	総合農業科学科	480人
社会文化科学研究科		
博士後期課程	社会文化化学専攻	36人
博士前期課程	社会文化基礎学専攻	54人
	比較社会文化学専攻	80人
	公共政策科学専攻	38人
	組織経営専攻	28人
自然科学研究科		
博士課程（5年一貫）	地球惑星物質科学専攻	12人
博士後期課程	先端基礎科学専攻	33人
	産業創成工学専攻	69人
	機能分子化学専攻	69人
	バイオサイエンス専攻	84人
博士前期課程	数理物理学専攻	72人
	分子科学専攻	46人
	生物学専攻	40人
	地球科学専攻	32人
	機械システム工学専攻	166人
	電子情報システム工学専攻	152人
	物質生命工学専攻	134人
	生物資源科学専攻	84人
	生物圏システム科学専攻	52人
医歯薬学総合研究科		
博士課程	生体制御科学専攻	160人
	病態制御科学専攻	144人
	機能再生・再建科学専攻	120人
	社会環境生命科学専攻	88人
修士課程	医歯科学専攻	40人
医歯薬学総合研究科		
博士後期課程	創薬生命科学専攻	48人
博士前期課程	薬科学専攻	80人
保健学研究科		
博士後期課程	保健学専攻	30人
博士前期課程	保健学専攻	52人

環境学研究科		
博士後期課程	社会基盤環境学專攻	18人
	生命環境学專攻	15人
	資源循環学專攻	33人
博士前期課程	社会基盤環境学專攻	60人
	生命環境学專攻	52人
	資源循環学專攻	100人
教育学研究科		
修士課程	学校教育学專攻	12人
	発達支援学專攻	18人
	教科教育学專攻	94人
	教育臨床心理学專攻	16人
専門職学位課程	教職実践專攻	40人
法務研究科		
専門職学位課程	法務專攻	150人
特別支援教育特別專攻科	15人	
別科	養護教諭特別別科	40人
附属小学校	744人 学級数 22	
附属中学校	600人 学級数 15	
附属特別支援学校	60人 学級数 9	
附属幼稚園	144人 学級数 6	

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成23年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	18,692
施設整備費補助金	927
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	1,116
国立大学財務・経営センター施設費交付金	79
自己収入	33,724
授業料、入学金及び検定料収入	7,593
附属病院収入	25,728
財産処分収入	0
雑収入	403
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,019
引当金取崩	340
長期借入金収入	2,806
貸付回収金	4
承継剰余金	0
目的積立金取崩	0
計	61,707
支出	
業務費	50,273
教育研究経費	23,432
診療経費	26,841
施設整備費	3,812
船舶建造費	0
補助金等	1,116
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,014
貸付金	10
長期借入金償還金	2,482
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	61,707

[人件費の見積り]

平成23年度中総額26,669百万円を支出する(退職手当は除く)。

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額19,923百万円)

『「運営費交付金」のうち、平成23年度当初予算額18,585百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額107百万円』

『「施設整備費補助金」のうち、平成23年度当初予算額923百万円、前年度よりの繰越額4百万円』

2. 収支計画

平成23年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	57,585
経常費用	57,585
業務費	51,900
教育研究経費	6,672
診療経費	14,310
受託研究経費等	1,355
役員人件費	131
教員人件費	16,553
職員人件費	12,879
一般管理費	1,155
財務費用	500
雑損	0
減価償却費	4,030
臨時損失	0
収益の部	58,468
経常収益	58,468
運営費交付金収益	18,082
授業料収益	7,027
入学金収益	979
検定料収益	180
附属病院収益	25,728
受託研究等収益	1,505
施設費収益	75
補助金等収益	470
寄附金収益	1,648
財務収益	15
雑益	1,233
資産見返運営費交付金等戻入	475
資産見返補助金等戻入	496
資産見返寄附金戻入	521
資産見返物品受贈額戻入	34
臨時利益	0
純利益	883
目的積立金取崩益	0
総利益	883

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成23年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	72,330
業務活動による支出	52,950
投資活動による支出	5,448
財務活動による支出	3,309
翌年度への繰越金	10,623
資金収入	72,330
業務活動による収入	57,434
運営費交付金による収入	18,585
授業料・入学金及び検定料による収入	7,593
附属病院収入	25,728
受託研究等収入	1,505
補助金等収入	1,116
寄附金収入	1,674
その他の収入	1,233
投資活動による収入	1,046
施設費による収入	1,006
その他の収入	40
財務活動による収入	2,805
前年度よりの繰越金	11,045